

# 理事の職務権限規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人人と動物の共生センター(以下「この法人」という。)の理事の職務権限を定め、特定非営利活動法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

### (法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

## 第2章 理事の職務権限

### (理事)

第3条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

### (理事長)

第4条 理事長の職務権限は、法令、この法人の定款及に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 事業計画案・予算案の作成に関すること
- (2) 事業報告案・決算案の作成に関すること
- (3) 人事および給与制度の立案と報告に関すること
- (4) 各種規程案の作成に関すること
- (5) 職員の教育・研修に関すること
- (6) 1件100万円未満の支出に関すること
- (7) セミナー等の事業実施に関すること

## 第3章 補則

### (細則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

### 附則

この規程は、令和2年3月12日から施行する。(令和2年3月12日理事会決議)